令和4年

第6回七宗町議会定例会会議録

令和4年12月6日

		令:	和 4	年第6回七宗町議会定例会会議録
招	集	年 月	日	令和4年12月6日
招	集	場	所	七宗町役場 議場
開			議	12月6日 午前10時00分
出	席	議	員	1番 市川裕隆君、2番 上野和義君、3番 大鋸利光君、 4番 玉木幸治君、5番 中島寛直君、6番 加納忠良君、 7番 福井德一君、8番 林茂樹君
欠	席	議	員	なし
				町長 加納福明君、教育長 早野稔君、 参事 渡辺豊明君、総務課長 山田俊也君、 住民課長 加納和敏君、健康福祉課長 田中るり子君、 支所長 福井靖信君、ふるさと振興課長 林佳成君、 建設課長 山田直光君、水道環境課長 石黒義仁君、
				会計室長 加藤裕規君、教育課長 佐伯義則君、 代表監査委員 中島仁惠君
欠	7044	川岸)を	席	代表監査委員 中島仁惠君 な し
	そのため	出席した	·	代表監査委員 中島仁惠君 な し
	きのため	・ 出席した 	·	代表監査委員 中島仁惠君 な し
職務		出席した	者の職	代表監査委員 中島仁惠君 な し
職務			者の職	代表監査委員 中島仁惠君 な し

令和4年度七宗町一般会計補正予算(第6号) 令和4年度七宗町簡易水道事業特別会計補正予 算(第4号)

- 議第49号 令和4年度七宗町一般会計補正予算(第7号)
- 議第50号 令和4年度七宗町介護保険事業特別会計補正予 算(第2号)
- 議第51号 令和4年度七宗町簡易水道事業特別会計補正予 算(第5号)
- 議第52号 令和4年度七宗町下水道事業特別会計補正予算 (第3号)
- 議第53号 七宗町職員の給与に関する条例等の一部を改正 する条例の制定について
- 議第54号 七宗町職員の定年等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について
- 議第55号 七宗町定年前に退職する意思を有する職員の募 集等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について
- 議第56号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴 う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議第57号 七宗町個人情報保護法施行条例の制定について
- 議第58号 七宗町個人情報保護審査会条例の制定について
- 議第59号 七宗町公の施設に係る指定管理者の指定手続等 に関する条例の一部を改正する条例の制定につ いて
- 議第60号 七宗町国民健康保険税条例の一部を改正する条 例の制定について
- 議第61号 七宗町簡易水道事業の設置等に関する条例の制 定について
- 議第62号 七宗町下水道事業の設置等に関する条例の制定 について
- 議第63号 七宗町簡易水道事業の設置等に関する条例及び 七宗町下水道事業の設置等に関する条例の施行 に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につ いて

監 査 委 員 報 告 報告第6号 例月出納検査結果報告書について 報告第7号 令和4年度定例監査の結果について 議事日程 議長は議事日程を次のとおり報告した。 日程第1. 会議録署名議員の指名 日程第2. 会期の決定 日程第3. 承認第7号及び承認第8号 議第49号から議第63号まで 会議録署名議員の指名 議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。 2番 上野和義君 3番 大鋸利光君 会期の決定について 会期は次の9日間に決定した。 令和4年12月6日から12月14日までの9日間 議 事 \mathcal{O} 経 渦 開 議午前10時00分 議長(中島寛直君) 皆さん、おはようございます。 本日は、令和4年第6回七宗町議会定例会に御参集賜り、御 苦労さまでございます。 ただいまの出席議員は8名で、定足数に達しております。 したがって、令和4年第6回七宗町議会定例会は成立しまし たので、開会いたします。 これより本日の会議を開きます。 本会議はマスク着用をお願いしておりますが、発言時はマス クを外してお話しください。 また、議席番号4番 玉木幸治君にあっては、体調不良のた め、会議規則第103条の規定により、つえの携帯を許可しまし たので報告いたします。

	1
	諸般の報告を事務局長より行います。
局長 (亀山桂児君)	諸般の報告を申し上げます。
	議事日程、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日
	程表のとおりです。
	町長から、本日付をもって、承認第7号及び承認第8号、議
	第49号から議第63号の議案が提出されました。
	以上でございます。
議長 (中島寛直君)	報告第6号 例月出納検査結果報告書について、監査委員よ
	り報告書が提出されました。
	お手元に配付したとおり、報告といたします。
	続きまして、報告第7号 令和4年度定例監査の結果報告を
	求めます。
	代表監査委員 中島仁惠君。
代表監査委員	(報告のため登壇)
(中島仁惠君)	失礼いたします。
	監査委員の中島仁惠でございます。
	本日はよろしくお願いいたします。
	それでは、お手元の資料の後ろから3枚目を御覧ください。
	報告第7号 令和4年度定例監査の結果について、報告をさ
	せていただきます。
	地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施し、結果
	を同条第9項の規定により、別紙のとおり報告いたします。
	なお、同条第10項の規定により意見を付するものであります。
	七監第30号、令和4年11月25日、七宗町議会議長 中島寛直
	様、七宗町監査委員 福井徳一、中島仁惠。
	令和4年度定例監査結果報告並びに意見書について、地方自
	治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施し、その結果に
	ついて、同条第9項の規定により、別紙のとおり通知いたし
	ます。
	なお、同条第10項の規定により意見を付するものでございま
	す。
	令和4年度定例監査結果報告並びに意見書、令和4年11月25
	日、七宗町監査委員 福井德一、中島仁惠。

令和4年度定例監査結果報告書並びに意見書。

- 1、監査の理由、ここは先のページにもございますので読み上げは省略をさせていただきます。
- 2、監査の対象、令和4年4月1日より令和4年9月30日までにおける行政の運営、財政の運用状況について。
- 3、監査の目標、令和4年前半期の行財政の経過を審査し、 行政上の欠陥はないか、改めるべき分掌事務はないか、予算 の執行は計画的かつ効率的に行われているか、また、後半期 に保管すべき事業、事務はないか、未収額や不用額のないよ う予算の補正措置に万全を期することが監査の目標でありま す。

町は、住民の生活の安定と福祉の向上に努めることを目的と して、必要最小限の経費で最大の効果を上げるよう努めなけ ればならないと存じます。

- 4、監査の期日、令和4年10月3日付、七監第20号により、 地方自治法第199条第4項及び七宗町監査委員条例第5条に 基づく定例監査を執行する旨の通知を七宗町長に提出し、11 月7日、9日、14日の3日間にわたり監査をいたしました。 5、監査の方法といたしましては、町長さんより提出された 監査資料に基づく事務分掌表、重要施策、重点目標及び事業 成果の概要並びに問題解決策、予算現額、執行済額、決算見 込額の9月末の執行状況について、各課長さん及び課長補佐 さん、係長さんに説明と意見を求め、監査を実施いたしまし た。
- 6、監査の結果といたしましては、例年のように、予算の執行状況、決算見込みについて、各課の課長さん及び課長補佐さん、係長さんから細部にわたり説明をお受けいたしました。それぞれの施策、事業についての正確性、効率性、合理性、必要性等の観点からその内容を見たところ、予算の執行状況、決算見込みについては特に問題はないと確認いたしましたが、公共事業の執行については、今後もなお計画的な予算執行を図られたいと思います。
- 7、監査後の意見といたしまして、財政状況は厳しい状態が続いております。

国の政策や県の動向も見極めながら、今後とも経費節減を図りつつ、費用対効果を十分に見極め、行政運営にあたってい

ただきたいと思います。

そして、新型コロナウイルス感染症対策は継続的に行いながら、アフターコロナに向け、全職員が一丸となって執務に当たっていただきたいと存じます。

また、業務内容は広域で多岐にわたりますが、専門的知識も 今後ますます重要となることから、研修等に積極的に参加し、 知識や資格の取得ができる環境の整備を行っていただきます よう切にお願いし、監査委員の意見といたします。 以上でございます。

議長 (中島寛直君)

以上、報告といたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、2番 上野和義君及び3番 大鋸利光君を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題にいたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月14日までの9日間にしたい と思います。

これに御異議ありませんか。

<「異議なし」の声あり>

議長 (中島寛直君)

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月14日までの9日間に決定いたしました。

日程第3、承認第7号及び承認第8号並びに議第49号から議 第63号までを一括して議題といたします。

本案の提案理由の説明を求めます。

町長 加納福明君。

町長 (加納福明君)

(提案説明のため登壇)

提案説明。

本日、七宗町議会令和4年12月定例会を招集しましたところ、 議員各位におかれましては、公私ともに御多用の中、御参集 を賜り、誠にありがとうございます。

日頃より町政の円滑な運営に格別の御支援と御協力をいただき、心より厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルスにつきましても、寒い時期に入り、全国 的に感染者の増加と、季節性インフルエンザの同時流行も懸 念されています。

本格的な冬の時期を迎え、換気等不十分になりますが、感染 予防対策を確実に実施していただきたいと考えております。 さて、町内小中学校の再編につきましては、保護者の皆さん に現状等を説明し、多数の早期再編に向けての御意見をいた だきました。

小学校と中学校をそれぞれ統合し、町内に小学校1校と中学校1校として、子どものことを第一に、そして、地域の特性や状況等を考慮した上で、上麻生に中学校を、神渕に小学校を配置する再編を推進していくことに決定をいたしましたので、御理解と御協力をお願いいたします。

また、昨年度より慎重に検討してきました体育館につきましては、今年度末、令和5年3月31日をもって閉館することに決定しましたので、御報告をさせていただきます。

町体育館につきましては、開館より43年を経過し、著しい老 朽化が進行する中、令和2年度に建築基準法に基づく調査を 実施した結果では、今後も同様に使用していくには耐震補強 工事及びアスベスト対策を施工する必要があります。

その改修費は、その他必要な改修費も含め4億円以上が見込まれます。

また、現在利用していただいている団体の皆さんには御迷惑をおかけすることになりますが、町内のほかの公共施設で活動していただくことになりますので、御承知をお願いいたします。

町のシンボル的な建物で、閉館するには大変寂しい思いでありますが、少ない利用状況や、将来に向けて多大な改修費、維持管理費の財政的負担など、総合的に判断し閉館することを決めましたので、御理解をお願いいたします。

本年も12月の師走を迎え、令和4年度予算の仕上げの時期に 入ってきました。

私の目指す七宗町の明るい将来に向けて、お認めいただいた 予算を確実に執行するとともに、来年度に向けた計画的な予 算編成をしていきたいと考えておりますので、皆さんの理解 と、引き続きの御支援と御協力をお願いいたします。 さて、本定例会に御提案いたします案件は、承認関係2件、 予算関係4件、条例関係11件、合わせて17件であります。

承認第7号 専決処分については、令和4年9月30日に専決処分しました令和4年度七宗町一般会計補正予算(第5号) についての承認を求めるものであります。

既定の歳入歳出予算をそれぞれ198万7,000円増額し、予算総額を34億4,443万9,000円とするものです。

新型コロナウイルスワクチン接種の予約システム導入委託料 及び使用料の経費であります。

承認第8号 専決処分については、令和4年10月31日に専決処分しました令和4年度七宗町一般会計補正予算(第6号)及び令和4年度七宗町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について承認を求めるものであります。

一般会計補正予算については、既定の歳入歳出予算をそれぞれ4,177万2,000円増額し、予算総額を34億8,621万1,000円とするものです。

主に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を利用した事業経費及び住民税非課税世帯への臨時特別給付金事業経費であります。

簡易水道事業特別会計補正予算については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、水道基本料金の3か月分を無料にするための補正であります。

議第49号 令和4年度七宗町一般会計補正予算(第7号)については、既定の歳入歳出予算をそれぞれ1,102万6,000円減額し、歳入歳出予算の総額を34億7,518万5,000円とするものであります。

主に新型コロナウイルスワクチン接種関係等の補助金、関連する支出の増額、電気代高騰による各施設等の電気代増額です。

また、工事、事業等の精算見込み、事業完了に伴う予算の減額であります。

議第50号 令和4年度七宗町介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)については、既定の歳入歳出予算をそれぞれ1,838 万1,000円増額し、歳入歳出予算の総額を7億312万2,000円と するものであります。

主に、通所介護施設から地域密着型介護サービス施設への移

行に伴うサービス単価変更により2,100万円の給付費増額と、 関連する補助金の増額であります。

議第51号 令和4年度七宗町簡易水道事業特別会計補正予算 (第5号)については、既定の歳入歳出予算をそれぞれ215 万8,000円増額し、歳入歳出予算の総額を2億8,040万8,000 円とするものであります。

主に各給水施設の電気料の増額であります。

議第52号 令和4年度七宗町下水道事業特別会計補正予算 (第3号)については、各処理施設の電気料を増額し、予備 費を299万9,000円充用するものであります。

議第53号 七宗町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告に伴う給与、期末・勤勉手当等の条例の改正であります。

議第54号 七宗町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、来年度から施行される職員の定年延長に伴う条例改正であり、10年間で65歳まで定年を延長する条例の改正であります。

議第55号 七宗町定年前に退職する意思を有する職員の募集 等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、定 年延長に伴う条例改正であります。

議第56号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例の制定については、定年延長に 伴う関連条例の一部を改正するものであります。

議第57号 七宗町個人情報保護法施行条例の制定について は、昨年度整備されたデジタル社会の形成を図る関係法律制 定により、個人情報保護法が来年度より地方自治体へ適用さ れるため条例の制定をするものであります。

議第58号 七宗町個人情報保護審査会条例の制定について は、個人情報保護制度の適用かつ公正な運営を確保するため の条例の制定であります。

議第59号 七宗町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に 関する条例の一部を改正する条例の制定については、個人情 報保護法の地方自治体へ適用を受けての条例の改正でありま す。

議第60号 七宗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 の制定については、岐阜県の示される標準保険税率へ段階的 に税率を上げるための条例改正であります。

議第61号 七宗町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定 については、来年度より地方公営企業へ移行することに伴い、 地方公営企業法の適用をするための条例の制定であります。 議第62号 七宗町下水道事業の設置等に関する条例の制定に ついては、来年度より地方公営企業へ移行することに伴い、 地方公営企業法の適用をするための条例の制定であります。 議第63号 七宗町簡易水道事業の設置等に関する条例及び七 宗町下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例 の整備に関する条例の制定については、来年度移行する公営 企業に伴い関連する5件の条例の一部改正及び3件の条例の 廃止であります。

後ほど、担当課長より詳細について補足説明を申し上げます が、御審議の上、議決御決定賜りますようお願い申し上げて 提案説明といたします。

よろしくお願いいたします。

議長 (中島寛直君)

続きまして、補足説明を求めます。

各課長には、関係する議案をまとめてお願いします。

承認第7号及び承認第8号、議第49号並びに議第53号から議 第59号の補足説明を求めます。

総務課長 山田俊也君。

総務課長(山田俊也君) (補足説明のため登壇)

それでは、承認第7号、8号、議第49号、議第53号から議第 59号について、補足説明させていただきます。

承認第7号 専決処分につきましては、令和4年度七宗町一 般会計補正予算(第5号)について補足説明をします。

予算書2ページを御覧ください。

歳入14款国庫支出金、2項国庫補助金につきましては、オミ クロン対応ワクチン接種体制確保に関連する補助金198万 7,000円です。

歳出4款衛生費、1項保健衛生費につきましては、接種券用 紙印刷、郵送料、ワクチン接種予約システム導入委託料、シ ステム使用料など、198万7,000円の増額であります。

承認第8号 専決処分につきましては、令和4年度七宗町-

般会計補正予算(第6号)及び令和4年度簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について、補足説明をします。 予算書2ページを御覧ください。

主な歳入につきましては、14款国庫支出金、2項国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,101万8,000円及び住民税非課税世帯への5万円給付する、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業補助金等2,200万4,000円の計4,302万2,000円の増額であります。

15款県支出金、2項県補助金につきましては、岐阜県の事業であります子育て世帯へ1万5,000円給付する子育て世帯負担軽減給付金事業関連の補助金283万4,000円の増額であります。

20款諸収入、4項雑入につきましては、新型コロナウイルス 感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、給食費を4か月間 無料にすることにより308万4,000円の歳入減額であります。 歳入合計4,177万2,000円の増額であります。

予算書3ページを御覧ください。

主な歳出につきましては、3款民生費、1項社会福祉費2,200万4,000円は、住民税非課税世帯へ臨時で5万円給付する経費です。

2項児童福祉費は、主に岐阜県の事業である子育て世帯負担 軽減給付関連283万4,000円や感染症対策交付金関連の備品購 入など、355万円の増額であります。

4款衛生費、1項保健衛生費は、主に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、水道基本料金を3か月間無料にするための繰出金890万2,000円など982万1,000円の増額であります。

10款教育費、2項小学校費につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、各小学校へ電子黒板3台ずつを導入する経費342万円など、360万6,000円の増額であります。

以上、歳出合計4,177万2,000円であります。

続きまして、簡易水道事業特別会計補正予算につきましては、 16ページを御覧ください。

歳入1款使用料及び手数料、1項使用料は、各施設の基本料金3か月分を減額し、繰入金を同じ額増額するものでありま

す。

続きまして、議第49号 令和4年度七宗町一般会計補正予算 (第7号)について補足説明します。

予算書2ページを御覧ください。

主な歳入について説明します。

14款国庫支出金、1項国庫負担金につきましては、コロナワクチン接種対策費国庫負担金の501万円の増額であります。

2項国庫補助金につきましては、防災安全交付金の交付額決 定による1,612万6,000円の減額など、1,416万7,000円の減額 であります。

15款県支出金、1項県負担金につきましては、地籍調査測量 交付額決定に伴う143万1,000円の減額など、146万7,000円の 減額です。

2項県補助金につきましては、県単林道改良事業不採択による補助金289万3,000円の減額など、210万8,000円の減額です。 3項県委託金は、岐阜リバープレーヤー事業につきまして、 岐阜県が直接契約することに変更となったため139万6,000円 の減額であります。

歳入合計1,102万6,000円の減額です。

続きまして、4ページを御覧ください。

主な歳出について説明いたします。

2 款総務費、1項総務管理費は、電気代高騰による施設電気 代90万9,000円の増額、燃料費高騰による町営バスの燃料費46 万8,000円の増額など、214万3,000円の増額です。

3 款民生費、1項社会福祉費は、身体障がい者移送サービス 事業委託料117万円増額や、介護保険事業会計への繰出金286 万7,000円の増額など、480万9,000円の増額です。

2項児童福祉費は、保育園会計年度任用職員の報酬102万円の 増額や、新規神渕地区放課後児童クラブの会計年度任用職員 の報酬92万7,000円など、300万9,000円の増額です。

4款衛生費、1項保健衛生費は、職員給料支出科目調整により743万5,000円の減額やコロナウイルスワクチン接種委託料501万円の増額、簡易水道会計への繰出金190万7,000円の増額など、927万4,000円の減額であります。

6 款農林水産業費、2項林業費は、地域環境整備事業の事業 精査による120万円の減額や、県単事業不採択による事業廃止 577万1,000円の減額など、678万8,000円の減額であります。 7款商工費、1項商工費は、最古の石発見地散策道の復旧工 事につきまして、工事の再検討などにより工事費178万円の減 額や、おいでよふる里まつり中止による負担金175万8,000円 の減額など、305万3,000円の減額であります。

8 款土木費、2 項道路橋梁費は、新規箇所の県管理道沿い樹木伐採事業委託料120万円の増額や、防災安全交付金の減額決定に伴う補助対象事業の調整により調査設計委託料797万2,000円の減額など、730万7,000円の減額であります。 歳出合計1,102万6,000円の減額であります。

続きまして、条例関係の補足説明をさせていただきます。

議第53号 七宗町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、本年の8月の人事院の勧告により、岐阜県からの要請を受けまして、給料表の改正及び期末・勤勉手当の支給率を改正する条例改正であります。

議第54号 七宗町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和5年4月から施行されます定年延長に関する条例改正で、現在の定年年齢60歳を10年間で65歳に延長するもので、経過措置としまして、2年ごとに1歳ずつ延長するものであります。

また、管理監督職勤務年齢を、60歳を上限とする改正でもあります。

議第55号 七宗町定年前に退職する意思を有する職員の募集 等に関する条例の一部を改正する条例の制定つきましては、 定年延長に伴い、職員の年齢別構成の適正化を目的に、退職 の意思を有する職員の募集を、定年の15年前から20年前に改 正するものであります。

議第56号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、定年延 長に伴い、七宗町の公益的法人等への職員の派遣等に関する 条例、七宗町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、 七宗町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例、七宗町職員 の勤務時間、休暇等に関する条例、七宗町職員の育児休業等 に関する条例、七宗町人事行政の運営等の状況の公表に関す る条例、七宗町職員の給与に関する条例、七宗町単純な労務 に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の8条 例の一部の改正と、七宗町職員の再任用に関する条例の廃止をするものであります。

議第57号 七宗町個人情報保護法施行条例の制定について は、昨年度整備されましたデジタル社会の形成を図る関係法 律制定により、個人情報保護とデータ流通の強化を目的とし て個人情報の保護に関する条例が改正され、来年度より地方 自治体へ適用されるため、七宗町個人情報保護条例を廃止し、 個人情報にかかわる事務を適切に実施されるように条例を制 定するものであります。

議第58号 七宗町個人情報保護審査会条例の制定について は、個人情報の保護に関する法律に基づく、個人保護制度の 適正かつ公正な運営を確保するため、調査審議する組織設置 とその所掌事務を定める条例の制定であります。

議第59号 七宗町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に 関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、個 人情報保護法の地方自治体への適用を受けて、指定管理者の 管理業務にかかわる個人情報保護の規定を、個人情報保護法 の法律の規定に改正する条例改正であります。

以上で補足説明とさせていただきます。 何とぞよろしくお願いいたします。

議長 (中島寛直君)

続きまして、議第50号の補足説明を求めます。

健康福祉課長 田中るり子君。

健康福祉課長

(補足説明のため登壇)

(田中るり子君)

議第50号 令和4年度七宗町介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)の補足説明をさせていただきます。

27ページを御覧ください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,838万1,000 円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億312万2,000円 とするものです。

28ページを御覧ください。

主な歳入について説明します。

3 款国庫支出金634万8,000円の増額、4 款支払基金交付金634 万5,000円の増額、5 款県支出金282万1,000円の増額及び7款 繰入金286万7,000円の増額については、いずれも主に地域密 着型介護サービス給付費と高額介護サービス給付費の増額に 伴うものです。

次に、29ページを御覧ください。

主な歳出について説明します。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費2,100万円の増額については、地域密着型介護サービス給付費の増額、2項高額介護サービス等諸費250万円の増額は、高額介護サービス給付費の増額に伴うものです。

7 款予備費456万2,000円の減額は、調整によるものでござい ます。

歳入歳出の合計補正額は、それぞれ1,838万1,000円の増額です。

以上、補足説明とさせていただきます。

議長 (中島寛直君)

続きまして、議第51号及び議第52号並びに議第61号から議第63号の補足説明を求めます。

水道環境課長 石黒義仁君。

水道環境課長

(補足説明のため登壇)

(石黒義仁君)

それでは、議第51号 令和4年度七宗町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)について補足説明させていただきます。 予算書35ページを御覧ください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ215 万8,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2 億8,040万8,000円とするものです。

36ページを御覧ください。

歳入、5款1項繰入金190万7,000円の増額につきましては、 修繕費、電気料高騰による光熱費によるものでございます。 7款3項雑入25万1,000円の増額につきましては、公用車事故 による保険金によるものでございます。

歳入合計は215万8,000円の増額となります。

続きまして、歳出をお願いいたします。

1款1項総務管理費29万2,000円の増額につきましては、給 与、職員手当等並びに公用車修繕によるものでございます。 2款1項維持管理費180万6,600円の増額につきましては、電 気料金高騰による光熱費によるものでございます。 歳出合計は215万8,000円の増額でございます。

続きまして、議第52号 令和4年度七宗町下水道事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、補足説明をさせていただきます。

予算書41ページを御覧ください。

第1条、歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳出金額は299万9,000円となります。

予備費充用し、補正後歳出合計はゼロ円となるものです。 42ページを御覧ください。

1款1項総務管理費12万3,000円の増額につきましては、給 与、職員手当等並びに光熱費によるものでございます。

2款1項維持管理費287万6,000円の増額につきましては、電 気料金高騰による光熱費によるものでございます。

4款1項予備費につきましては、299万円の減額とするものです。

続きまして、議第61号、62号、63号の条例制定につきまして、 令和5年4月より、地方公営企業法財務適用に移行すること により、関係する条例を制定するものでございます。

議第61号を御覧ください。

七宗町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定につきましては、地方公営企業法・施行令により制定するもので、第1条、設置、第2条、法の財務規定等の適用、第3条、経営の基本、第4条、重要な資産の取得及び処分、第5条、議会の同意を要する賠償責任の免除、第6条、会計事務の処理、第7条、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等、第8条、業務状況説明書類等の作成内容までの条例を制定させていただくものでございます。

続きまして、議第62号を御覧ください。

七宗町下水道事業の設置等に関する条例の制定につきましては、先ほど議第61号で説明したものと同様に、地方公営企業 法財務適用に移行することに伴い、第1条、設置から第8条、 業務状況説明書類等作成内容までを制定するものです。

議第63号を御覧ください。

七宗町簡易水道事業の設置等に関する条例及び七宗町下水道 事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関 する条例の制定につきましては、第1条、七宗町監査委員条 例の一部改正、第3条中、第8条中、第9条中を改めるもの でございます。

第2条、七宗町行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部改正につきましては、現在、行政財産として使用しているものを、地方公営企業法での財産使用となるため、第2条第1項の表2の項「2 水道管その他これに類するもの」を削り、同表中項を「2 土地の使用で前各号以外のもの」、「3 事務所、食堂、売店等」に改めるものでございます。第3条、七宗町下水道基金条例の一部改正につきましては、第2条中「七宗町下水道事業特別会計歳入歳出予算」を「七宗町下水道事業特別会計歳入歳出予算」を「七宗町下水道事業特別会計成入歳出予算」を「七宗町下水道事業特別会計成入歳出予算」に改め、第5条中「歳入歳出現金に」を削るものでございます。

第4条七宗町簡易水道給水条例の一部改正につきましては、 第2条第1項中「七宗町簡易水道設置条例第2条第1項」を 「七宗町簡易水道事業の設置等に関する条例第3条第2項第 1号」に改めるものでございます。

第5条につきましては、七宗町農業集落排水等処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、第1条中「設置及び」を削り、第3条を削除、別表第1を削除するものです。

第6条、七宗町簡易水道設置条例等の廃止につきましては、 七宗町簡易水道設置条例、特別会計の廃止により、七宗町簡 易水道特別会計条例、七宗町下水道事業特別会計条例の3条 例を廃止するものです。

上程した条例につきましては、令和5年4月1日から施行するものです。

以上で補足説明とさせていただきます。

議長 (中島寛直君)

続きまして、議第60号の補足説明を求めます。

住民課長 加納和敏君。

住民課長 (加納和敏君)

(補足説明のため登壇)

議第60号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について、補足説明をさせていただきます。

国民健康保険税条例の一部改正につきましては、岐阜県が財 政運営を行っている国民健康保険事業について、将来的に県 内の保険税率が統一化される見込みであるため、県下でも税率が低い七宗町は、令和2年度より段階的に岐阜県から示される標準保険税率へ向け、健全な運営を図るべく、毎年税率を少しずつ上げることについて、所要の条例改正をするものであります。

以上で補足説明とさせていただきます。 よろしくお願いします。

議長 (中島寛直君)

これより議案に対する質疑を行います。

質疑は質問席で行ってください。

最初に何点質疑があるか述べ、1議題ずつ質疑をお願いします。

それでは、質疑はありませんか。

<「ありません」の声あり>

議長 (中島寛直君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

承認第7号及び承認第8号並びに議第49号から議第63号は、 お手元に配付してあります議案等付託表のとおり、各常任委 員会に付託することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

<「異議なし」の声あり>

議長 (中島寛直君)

異議なしと認めます。

したがって、承認第7号及び承認第8号並びに議第49号から 議第63号は、議案等付託表のとおり、各常任委員会に付託す ることに決定いたしました。

なお、審査結果は、委員会が終了次第、速やかに本職に報告をお願いします。

お諮りします。

委員会審査及び議案精読のため、明日12月7日から12月13日 までを休会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

<「異議なし」の声あり>

議長 (中島寛直君) 異議なしと認めます。 したがって、明日12月7日から12月13日までを休会すること に決定いたしました。 12月14日は午後1時までに御参集くださいますようお願いし ます。 14日の日程は追って配付します。 以上で本日の日程は全部終了しました。 本日はこれで散会いたします。 (午前10時56分 散会)

		令 秆	日 4	年第6回七宗町議会定例会会議録
招	集	年 月	日	令和4年12月14日
招	集	場	所	七宗町役場 議場
開			議	12月14日 午後1時00分
出	席	議	員	1番 市川裕隆君、2番 上野和義君、3番 大鋸利光君、 4番 玉木幸治君、5番 中島寛直君、6番 加納忠良君、 7番 福井德一君、8番 林茂樹君
欠	席	議	員	なし
地方	自治法	第121	条の規	見定により説明のため出席した者の職氏名
				町長 加納福明君、教育長 早野稔君、 参事 渡辺豊明君、総務課長 山田俊也君、 住民課長 加納和敏君、健康福祉課長 田中るり子君、 ふるさと振興課長 林佳成君、水道環境課長 石黒義仁君、 会計室長 加藤裕規君、教育課長 佐伯義則君、
欠			席	支所長 福井靖信君 建設課長 山田直光君
職務	らのため	出席した	者の職	3 3 3 3 4 4 4 5 4 5 7 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8
				議会事務局長 亀山桂児君 記録 後藤美智代君
議事	1日程	議長は議	事日	程を次のとおり報告した。
				日程第1. 町政一般に対する質問
				日程第2. 承認第7号及び承認第8号
				議第49号から議第63号まで

議	事	0)	経	過
開			議	午後1時00分
議長	(中	島寛	直君)	皆さん、こんにちは。 本日は12月定例会最終日となりますので、よろしくお願いします。 ただいまの出席議員は8名で、定足数に達しております。 これより、本日の会議を開きます。 本会議はマスクの着用をお願いしておりますが、発言時はマスクを外してお話しください。 また、議席番号4番 玉木幸治君にあっては、体調不良のため、会議規則第103条の規定により、つえの携帯を許可しましたので報告いたします。 それでは、諸般の報告を事務局長より行います。
局長	(亀	山桂	児 君)	諸般の報告を申し上げます。 議事日程、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日 程表のとおりです。 以上でございます。
議長	(中	島寛	直君)	日程第1、町政一般に対する質問を行います。 発言の通告がありますので、順次発言を許します。 質問は質問席でお願いいたします。 議席番号1番 市川裕隆君。 市川君。
1 番	(市	川裕	隆 君)	(質問のため登壇) 議長よりお許しいただきましたので、質問させていただきます。 まず初めに、学校統合について質問させていただきます。 9月に、今後の学校の在り方についてということで、小中学 校の保護者と保育園の保護者の方を対象に説明会が開催され ました。 主には統合の話だったと伺っております。 保護者の方からも、統合について反対意見は出なかったとの

ことで、早く統合を進めてほしいという要望が聞かれております。

以前、加納町長の一般質問で、5年をめどに学校統合へ向けた方向性を示すという回答でしたが、今任期中には決断されないと私は捉えておりました。

その後、お考えに変化はあったのでしょうか。

加納町長のマニフェストに、学校統合は載っておりませんで したが、統合する気はあるのでしょうか。

今までの質問では、検討します、取り組んでおります、など、いつまでにやるというはっきりした答えが出ておりません。 町長の仕事は、決断して町をよくしていくことではないのでしょうか。

町長は、町のリーダーです。

羅針盤であり、町民の声を聞いて、町の方向性を決める役割 があります。

私も以前より、子どもたちのことを第一に考え活動しておりますが、加納町長はいかがでしょうか。

統合に向けて、町長としての役割は大変重要であります。 近隣町村では、町長が先陣を切って施策を進めておられます。 説明会でも、町長の熱意が感じられない、教育長に任せっき りではないかなど、保護者から不安な声が聞こえてきており ます。

しっかりとした町長としてのお考え、学校統合への思いをお 示しください。

七宗町の子どもたちにとって最良な教育環境について、よいお考えがありましたらお答え願います。

議長 (中島寛直君)

答弁をお願いします。

町長 加納福明君。

町長 (加納福明君)

(答弁のため登壇)

学校統合について、私の考えを答弁させていただきます。 既に神渕小学校で複式学級が始まっており、また、数年後に は上麻生小学校でも複式学級となる現実が目の前に迫ってき ており、これ以上統合を遅らせてはいけないと考えておりま す。 私は、この学校問題を、子どもたちのために何としても、今 やらなければならない重要な仕事として、しっかりと取り組 んでまいります。

複式学級を解消し、同学年の人数を増やすことで、少しでも 望ましい集団活動を行える環境にしてあげるためにも、やり 遂げる覚悟です。

いずれにしましても、保護者説明会で多くの保護者のご意見にありました、早急に統合してほしいという要望を尊重して、令和5年度の早い段階で、区長会や住民に対する説明会を開催し、できるだけ早く議決していただくよう進めていきたいと考えております。

さらに、中学校の校舎を小学校の仕様に変更する、改修の設 計にも取りかかりたいと思います。

そして、令和6年に県へ、学校統合に伴う既存施設の改修補助金の申込み、翌年令和7年に補助金の申請、交付決定後に改修工事と引っ越し準備作業を行い、令和8年4月の学校統合を目指します。

中学校は、令和6年を引っ越し等の準備期間とし、小学校統合の1年前の令和7年4月から統合を目指したいと考えます。

また、人口減少の中で、神渕、上麻生でなく、町全体で郷土愛を育てたいと考えます。

コミュニティ・スクールを中心に、地域の方々に協力していただきながら、ふるさと学習や物づくりといった、これまでの取り組みを継承しながら、少人数教育をいかした特色ある教育を推進していきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 (中島寛直君)

市川君。

1番(市川裕隆君)

(質問のため登壇)

答弁ありがとうございます。

今まで統合についてのはっきりとした答えをいただけておりませんでしたが、令和8年までには統合するという意思があることが分かりました。

統合することにより複式学級を解消するということですが、

統合を行っても、数年後には複式学級となる可能性があります。 以前の答弁で、20年後を見据えた施策を考えているというこ

以前の答弁で、20年後を見据えた施策を考えているということでしたが、統合した後の施策はどのようにお考えでしょうか。

また、統合をやり遂げる覚悟があるとのことですが、統合ができるのが任期後ですが、2期目ももちろんおやりになるということでよろしいでしょうか。

議長 (中島寛直君)

答弁をお願いします。

町長 加納福明君。

町長 (加納福明君)

(答弁のため登壇)

市川議員の再質問について答弁させていただきます。

統合後の施策はどう考えているのかとのご質問ですが、子どもたちのことを第一に考えた施策を進めていきたいと考えております。

また、私が現職でいる間は、まず今は、取り組んでいる統合 を確実に進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく お願いいたします。

以上です。

議長 (中島寛直君)

市川君。

1番(市川裕隆君)

(質問のため登壇)

答弁ありがとうございました。

一日も早く、子どもたちのことを考えて、統合を進めていた だくようお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

移動支援について質問いたします。

前回の一般質問の中で、高校生の通学費の補助やスクールバスを動かすことはできないかと伺いました。

町営バスやJRの活用が可能であるから考えていないとのことでしたが、現状で住民が満足していると思っておられるのか、不満を感じている住民の声は届いていませんでしょうか。 近隣市町村では、住民の利便性を考慮したオンデマンドバス や、企業と協働してチョイソコなど、移動に関する支援を行っております。

採算性を考えると、七宗町のような中山間地では無理があり、 民間事業者だけでは到底できません。

現在、運行の町営バスのオンデマンドや社会福祉協議会の買い物支援バスでは、町民の利便性は、他の市町村と比べて劣っています。

通学の学生だけでなく、運転免許を返納した高齢者など、通 院や買い物など困っている方々も増えてきております。

誰もが気軽に出かけることができる町になるようにしていただきたいと思います。

交通の利便性というのは、住みたい町の一つの指針になります。

移住者を増やすためにも、転出者を減らすためにも、住民の 生活環境を整えるのは必須だと思います。

町営バスの利用率も低下しており、抜本的な見直しをするべき時期に来ているのではないかと感じております。

近隣市町村の状況などを調査し、七宗町に合った交通手段を検討していただくことは可能でしょうか。

今後の移動支援について、お考えをお答えください。

議長 (中島寛直君)

答弁をお願いします。

総務課長 山田俊也君。

総務課長(山田俊也君)

(答弁のため登壇)

答弁させていただきます。

9月議会の一般質問において、教育に係る費用負担の質問では、高校生を対象としたスクールバスの活用については考えておらず、町営バスとJRの利用をお願いしたものですので、ご理解をお願いいたします。

質問にあるように、他の市町村では、利便性を考慮した様々な形態で運行を実施しておりますが、民間参入の定期運行バスのほかに、地形的な運行困難地域や利用率の低い定期運行が撤退した路線などを、行政と民間企業が協働して運行しているものと認識しております。

本町は、昭和46年の自主運行バス開始前までは、民間事業者

が定期バスを運行しておりましたが、撤退後、町独自での運行を判断し、経費負担等厳しい状況ではありますが、岐阜県の補助金を頂き、自主運行バスを運営してきた経緯があり、現在に至っております。

さらに、経費削減の中、平成30年度には、利用率の少ない路線をデマンド交通形態に変更してきました。

昨年より、運転職員の退職も含めた中、人件費削減のため、 町営バスの一部路線を民間事業者への委託をするなど、順次 運行を民間委託するように計画しております。

過疎化による利用者が減少する中、高齢による免許返納者など公共交通を必要とする方のためにも、町営バス、福祉バスの運行を一体に考えた新たな交通体系を構築し、将来に向けての継続的かつ安定的な運行が確保できるよう、今後も検討していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長 (中島寛直君)

市川君。

1番(市川裕隆君)

(質問のため登壇)

答弁ありがとうございます。

高校生だけではなく、免許返納者など移動が困難な方が多くいらっしゃいます。

生活者目線で移動支援を、行政だけでなく、民間の知恵を取り入れながら、七宗町に合った移動方法を構築していただけますようお願いいたします。

続いての質問に移らせていただきます。

来年度の主要事業について質問いたします。

七宗町では、学校統合をはじめ、多くの課題があります。

県道可児金山線の第2工区の早期着工、駅前の再開発、分収 林の今後について、町民体育館の運用もしくは解体、公園の 整備、庁舎移転など、言い出せば切りのないくらい課題が出 てきます。

全てをすぐにやることはできませんが、来年度の予算でどの 程度行うのか、七宗町として、主要となる事業として取り組 まれていることは何か、お答えください。

主要事業というのは、町にとって、町民にとって、メリット

のあるものでなくてはならないと思います。

加納町長の主要事業の意味の捉え方と、来年度の主要事業について、費用対効果も含め、町の将来を見据えた答弁を期待しております。

議長 (中島寛直君)

答弁をお願いします。

町長 加納福明君。

町長 (加納福明君)

(答弁のため登壇)

来年度の主要事業について、議員が言われるように、本町には課題が山積しており、当然のことながら、全てを一度にできるものではなく、優先順位をつけて進めていかなければなりません。

私としての主要事業の捉え方は、通常の行政サービスや組織 運営等以外の分野で、第五次総合計画に掲げる構想に基づい た、本町にとって実現させていかなければならない事業であ ると考えています。

しかし、それだけではなく、公共施設等の老朽化による対策 や、社会情勢の変化によって起こり得る新規事業、天変地異 などによる予期せぬ事象等に対応するための事業について も、主要事業として捉えることもできると思います。

さて、来年度の主要事業として考えている一端を述べさせて いただきます。

まず、学校統合については、保護者様の声を尊重し、現中学校校舎を活用して、町内に小学校1校、中学校1校とし、もろもろの設備環境や条件等を考慮し、神渕に小学校、上麻生に中学校として、早期に実現できるよう、町民の皆様への説明を経て、来年度中の早い時期に議会で議決していただけるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、主要地方道可児金山線の第二工区事業促進については、 来年度中に路線が決定できますように、引き続き地元地権者 様との協議を進めるとともに、可茂土木事務所との連携を密 にし、スピード感を持って取り組んでまいりたいと考えてお ります。

町体育館については、建築基準法の検査で指摘された、耐震 補強やアスベスト対策等の工事費用に大きな経費が必要にな ることと、維持管理費がおよそ900万円程度毎年かかることや、体育協会等の活動については、町内のほかの施設利用で活動継続が可能であること、その他の利用者の状況も少数であることなど、多方面から検討した結果、今年度末をもって閉館とする方針を固めました。

このため、町体育館は、体育施設だけでなく、イベント資機 材や公文書などを保管しておく倉庫としての機能も有してい るため、その機能の代替についての検討や、施設の解体設計、 解体後の跡地の方向性など、来年度中にめどを立てます。

特に解体費用については高額な予算のため、学校統合後の両小学校校舎の解体等を含めた財政的な調整も必要となってくるため、体育館の解体設計を来年度に実施してまいりたいと考えております。

今現在考えている、来年度主要事業の一端を述べさせていただきましたが、3月議会には、ただいま申し上げました内容を含め、新年度予算案で上程させていただく所存でありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長 (中島寛直君)

市川君。

1番(市川裕隆君)

(質問のため登壇)

答弁ありがとうございます。

学校統合、県道可児金山線については、七宗町単独ではできません。

県や国とのつながりが必須となります。

どの程度県や国との打合せを行い、根回しを行っていますで しょうか。

副町長がいませんので、町長お一人で政治的な活動をしていかなければなりませんが、取り組みの方法や役場内の体制についても、しっかりと整えていただけますようお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

議長 (中島寛直君)

|続きまして、議席番号3番 大鋸利光君。

3番(大鋸利光君)	(質問のため登壇) 議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。 最初に、川並平地内にある旧お茶工場の用途についてお伺いします。 川並平地内にある旧お茶工場の建物全体の今後の利用について、撤去処分をするのか、あるいは、何か活用されるお考えがあるのか、あれば、どのような利用、活用をされるのかを伺います。 よろしくお願いします。
議長 (中島寛直君)	答弁をお願いします。 町長 加納福明君。
町長(加納福明君)	(答弁のため登壇) 旧お茶工場の用途について、ご質問にあるように、川並平地区にある旧お茶工場につきましては、昨年度末に、七宗茶生産組合より寄附を頂き、現在、七宗町の所有になっております。 この施設につきましては、寄附していただく前より、生産組合と平地区とで、一時避難所の目的で使用貸借契約を交わしており、寄附後につきましても地区より申出があり、本年5月に本町と、災害時の一時避難所として使用貸借契約を締結しております。 地形的にも、山林に隣接している地区公民館が避難所となっている当該地区では、41号線を挟んでの旧製茶工場は、避難所として安全な場所であり、地域の防災力向上につながることも期待されておりますので、行政といたしましても、現在のところ、ほかの活用方法は考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。
議長(中島寛直君)	大鋸君。
3番(大鋸利光君)	(質問のため登壇) ありがとうございました。 一言だけ申したいと思います。

災害時の一時的な避難所を目的とし使用締結をしたと今、ただいま聞きました。

避難所に合ったふさわしいつくりになっていることを私は期 待して、答弁を拝聴いたしました。

このように町民の方が、避難時に本当にふさわしい場になる ように、ひとつよろしくお願いをいたします。

引き続いて、2問目の質問をさせていただきます。

先ほども……。

よろしいですか。

議長(中島寛直君)

よろしいですよ。

3番(大鋸利光君)

はい。

先ほども市川議員のほうから、学校統合問題についてもされましたが、私も同じ問題になりますが、ひとつよろしくお願いをいたします。

引き続き、統合問題について伺います。

現保護者の意見としては、早急に統合を望むとの声が大半を占めました。

行政側の答弁としては、幾多の問題について解決しなければ ならないことが多々あると伺いました。

統合そのものの問題については、町民、保護者の意見を快諾 していただけるか、もし問題があれば提議していただき、早 期に解決策を講じた意見を伺います。

教育長、よろしくお願いいたします。

議長 (中島寛直君)

答弁をお願いします。

教育長 早野稔君。

教育長(早野稔君)

(答弁のため登壇)

ご指摘どおり、学校統合を進めるには、統合そのものの問題 だけに絞って考えても、多くの課題が想定されます。

学校の配置はどうなるのか、通学の手だては、雨量規制がかかる道路への対応はなど、他にも、大きく言えば、統合後の教育が目指すものは何か、今後、さらに児童生徒数が減少する先にある学校の形をどうするのか、などなど、こうした課

題、また当面する課題を解決するには、まずもって、年明けに予定している第2回保護者説明会が重要と考えます。

何をさておいても、保護者様と共に話合いを重ね、ご理解を 得て学校統合の形をつくり上げることが第1段階と考えてい ます。

以降、課題に対しては、子どもたちのためになる方策なのか、 町民のため、七宗町の未来のためになるのかなどを判断基準 に持ち、様々なご意見を承りつつ、推進組織である七宗町小 中学校統合推進委員会にて解決策を導き出したいと思いま す。

この統合問題を成し得るには、町民の皆様のご支援が必要です。

あわせて、議員の皆様の協力とご援助をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 (中島寛直君)

大鋸君。

3番(大鋸利光君)

(質問のため登壇)

ありがとうございました。

大変肯定的なご答弁を本当にありがとうございます。

保護者と、それから4校PTA役員をはじめ、七宗町小中学校統合推進委員会の下、協議を重ね、さらなる実現可能な判断基準を示し、解決をしていただくことを、私たち議員からも望みます。

ひとつよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

議長 (中島寛直君)

議席番号6番 加納忠良君。

6番(加納忠良君)

(質問のため登壇)

議長よりお許しをいただきましたので、4点についてご質問 させていただきます。

まず1点目です。

自主運行バス等の交通体系についてご質問をさせていただき ます。 私は過去にも、自主運行バス、社会福祉協議会の福祉バス等 の運行体系について質問をしました。

川並線のオンデマンドバスについて再度質問をします。

町民の方から、急に病院に行かなければならなくなり、帰りに JRの上麻生駅まで来たけれど、家に帰るのにバスがなく、自宅までかなりの距離を歩き疲れてしまったとのことでした。

そこで、朝、昼、夜の1本でも運行することができないかを お伺いします。

社会福祉協議会が、勝、平、大崎、分郷地区への買い物支援 バスの試験運行が、11月、12月の毎週水曜日の午前に始まっ ています。

今までの買い物支援と、新たに金融機関にも寄ることができます。

高齢者の方を含め、交通弱者の方にとって、とってもいい施 策であると考えます。

神渕地区の方からも、こうした施策を考えていただきたいと の話を聞きます。

こうした施策についてお伺いをします。

議長 (中島寛直君)

答弁をお願いします。

総務課長 山田俊也君。

総務課長(山田俊也君)

(答弁のため登壇)

答弁させていただきます。

自主運行バス川並線につきましては、6月議会でも答弁させていただいたとおり、自主運行バスの運営が将来にわたり継続的かつ安定した運行ができますように、デマンド運行とさせていただきましたので、趣旨のご理解をお願いいたします。また、利用希望の方が気がねなく予約、キャンセル利用できますよう、さらに工夫していきたいと考えております。

また、上麻生地区において、11月から七宗町社会福祉協議会 が試験的に運行しております買い物支援バスにつきまして も、好評であると伺っております。

運営しております社会福祉協議会も、来年度以降、予算の許 される限り運営をしていきたいと前向きな回答をいただいて おります。

また、神渕地区においては、4年ほど前より全地区を対象に、 関市方面への買い物バスを運行していただいており、こちら も予算の範囲で継続運行をお願いいたしました。

公共交通の一つとして、高齢による免許返納者の増加や買い物困難者の皆さんの利便性向上につながることを期待しており、行政へ届いた利用者の要望等をお伝えしながら、継続的に運行できるようお願いしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長 (中島寛直君)

加納君。

6番(加納忠良君)

(質問のため登壇)

1点目につきましては、所見を述べさせていただきます。 七宗町は、県下で高齢化率も高い状況です。

買物支援や病院、金融機関などへの支援を求めています。 行政と社会福祉協議会の連携により、前向きに検討をお願い します。

2点目の質問をお願いします。

人口減に対する施策について質問させていただきます。

七宗町は、岐阜県内でも人口減少が高く、これは喫緊の課題 であると認識しています。

今までにもいろいろな施策を取り組んできていますが、人口 減少の歯止めとはなっていません。

過去にも議論されたこともありますが、町有地等を無償で町外の若い世代に貸して、住居を造っていただき、ある程度の期間住んでいただいたら無償で譲渡する、既存の移住定住の補助制度を他の市町村よりさらに手厚くすることも必要であると考えます。

また、保育園、小中学校の給食費を無料化するなど、子育て世代の負担軽減も必要と考えます。

新年度予算を編成するにあたり、町長就任3年目に向けての 考えをお伺いします。

議長 (中島寛直君)

答弁をお願いします。

町長 加納福明君。

町長 (加納福明君)

(答弁のため登壇)

それでは、加納議員の人口減に対する施策について答弁させ ていただきます。

人口減少に対する施策につきましては、質問のとおり、様々な施策を打ち、取り組んできておりますが、人口減少の歯止めには至っていないという実感をしております。

そんな中、今年の6月には、町内の建築業者さんの皆さんと 懇談会を開催しましたところ、10名ほどの方にご出席いただ き、貴重なご意見をいただきました。

また、9月には、町営住宅の建設について役場内で検討委員会を開催し、その結果を踏まえ、現在、町内の子育て世帯を対象にアンケートを実施し、ご意見を承っているところでございます。

今後、そのアンケートの結果を踏まえ、住宅の建設に向けて の協議を進めたいと考えております。

次に、移住定住に対する補助金制度についてですが、現在、 七宗町移住定住奨励金制度を設け、移住定住、住宅取得・住 宅賃貸、住宅新築、住宅改修の4種類に分類し奨励金を交付 しており、令和3年度実績で、移住定住奨励金を26件で総額 140万円、住宅取得奨励金を3件で総額125万円、家賃補助金 を2件で総額21万円、住宅改修補助金を2件で総額82万1,000 円、住宅新築補助金を1件で100万円の支払いをしており、奨 励金制度については充実していると判断しております。

しかしながら、昨今では奨励金目当ての住所異動と思われる 事案が出てきており、また、町民と移住者との間でのトラブルも見られるようになってまいりましたので、この制度の在り方や取扱いについては再検討する必要があると感じてきており、所管課において再検討するよう指示したところでありますが、今後、近隣市町村の取り組みを鑑みながら、制度の充実を図ってまいりたいと考えております。

最後に、給食費の無料化などの子育て世帯への負担軽減につきましては、第五次総合計画にも掲げた主要施策でもありますので、引き続き関係機関と協議しながら、本町で安心して子育てができるよう、支援体制を含め、予算配分に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長 (中島寛直君)	加納君。
6番(加納忠良君)	(質問のため登壇)
	2点目の人口減に対する施策について、所見を述べさせてい
	ただきます。
	ご答弁ありがとうございます。
	加納町長の3年目を期待し、よろしくお願いをします。
	続きまして、3点目について質問させていただきます。
	未登記の建物の納税者の変更手続等について質問させていた
	だきます。
	私は、9月定例会での一般質問で、保存登記のない建物の納
	税者を変更する場合、どういう理由、どういう証拠で行うの
	か質問をしました。
	町長は答弁で、未登記家屋名義変更申告書を提出していただ
	くと発言されました。
	上麻生葛屋の倉庫について、遺贈により赤の他人を納税義務
	者としたことを、住民課長に確認をしています。
	遺贈を根拠に納税義務者を変更したならば、その後、私が住
	民課長に倉庫の土地等の確認をした際、すぐには回答がなく、
	全く違った地番に変更しようとしています。
	住民課長は、こうした経過を知りながら、9月定例会で私の
	質問に答えていません。
	9月定例会の前に住民課長から、全員協議会で、倉庫の地番
	が間違っていたことを説明されました。
	この倉庫の土地の地番が間違っていたということであれば、
	間違っていた土地の地権者の固定資産税は、過大に納税され
	ていたことになります。
	また、本来の土地の納税義務者には、過少に課税されていた
	ことになります。
	住民課長は、こうしたことの課税の間違いについて、今後、
	どのように納税義務者に対応されるのかお伺いします。
	 上麻生葛屋地内の倉庫について、遺贈を根拠として納税義務
	 者を変更していることは、本来の土地が間違っていたとして、
	 現在の納税義務者に決定したことが問題であると私は考えま
	す。
	住民課長の見解をお願いします。

議長 (中島寛直君) 答弁をお願いします。 住民課長 加納和敏君。 住民課長 (加納和敏君) (答弁のため登壇) 答弁させていただきます。 新たに建物を建築されれば、町から家屋調査に出向き、建物 の形状や面積等に基づいて課税額を決定します。 その翌年に、所在地番と建物の形状等を記載した固定資産税 納税通知書を所有者に送付し、確認をしていただき、課税額 を納めていただいております。 ただ、今回、所在地番が違っていることが分かりましたので、 所在地番の変更をさせていただきます。 なお、その所在地番の変更により、土地の固定資産税額が過 大や過少であった場合は、所有者に対して丁寧に説明し、ご 理解をしていただいた後に、固定資産税額の修正をいたしま す。 また、建物の固定資産税については、所在地番が違っていた としても、建物の形状や面積等が同じであれば、課税額に変 更はありません。 以上、答弁とさせていただきます。 議長 (中島寛直君) 加納君。 6番(加納忠良君) (質問のため登壇) 3点目につきまして再質問、2回目の質問をさせていただき ます。 保存登記のない建物が建築された場合も、家屋調査を行い、 課税等の手続をされることと思います。 私が確認等をしています上麻生葛屋の倉庫については、建築 された時点の調査が間違っていたのでしょうか。 その後、相続者が平成22年3月に、土地や保存登記がされて いる建物の登記をされたときに指摘しています保存登記のな

移転登記をされました。

そのときに調査はされているのですか。

い建物も、納税者の変更をされていると思います。

その後、新たな相続者が、令和元年10月に遺贈による所有権

そのときに調査はされているのですか。

なぜ私が、私権的な財産のことで質問をしているのは、現在 の所有者と思われる人が公職の七宗町議会議員であるため、 質問をしています。

指摘している保存登記のない建物は、遺言公正証書により納 税者の変更を勧められました。

住民課長のお答えをお願いします。

議長 (中島寛直君)

答弁をお願いします。

住民課長 加納和敏君。

住民課長(加納和敏君)

(答弁のため登壇)

加納議員の再質問については、法務局より土地家屋異動通知 書が役場に届き、その通知書に基づいて固定資産課税台帳等 を修正しております。

平成22年当時も、現地調査は行っていないと思われます。

加納議員さんが担当課長をしておられたときも、このような 事案については現地調査は行っておりません。

したがって、現在まで変更した土地、家屋については、翌年の固定資産税納税通知書を所有者に送付し、確認していただいて、修正の申出もないため、所在地番の変更はしておりませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 (中島寛直君)

加納君。

6番(加納忠良君)

(質問のため登壇)

3点目の再々質問、3回目の質問をします。

まず一つ、今、住民課長さんは、私、加納忠良が、総務課長 兼税務課長のときに調査をしていないという発言がありまし たが、私が聞いているのは、上麻生の葛屋の倉庫について聞 いているのであって、全体的なことで、私は税務課長を兼務 しておりましたけど、そのことを引き合いに出して、あなた もしていないというのはちょっと的を射ていない答弁である と思います。

また、指摘している保存登記のない建物は、遺言公正証書に

	より納税者の変更を勧めています。 遺言公正証書を根拠としているのであれば、遺言公正証書に 記載の土地の地番のはずです。 現在の所有者は、令和元年10月に未登記家屋名義変更申告書
	記載の土地の地番のはずです。 現在の所有者は、令和元年10月に未登記家屋名義変更申告書
	現在の所有者は、令和元年10月に未登記家屋名義変更申告書
	を出されました。
	何を根拠としているのか、住民課長の説明では分かりません。
	遺言公正証書に記載の番地と違う場合、以前の所有権のある
	権利者の同意が必要ではありませんか。
	以前の所有権のある権利者から問題提議された場合、どのよ
	うに対応されるのか、お答えください。
議長(中島寛直君)	答弁をお願いします。
	住民課長 加納和敏君。
住民課長(加納和敏君)	(答弁のため登壇)
	加納議員の再々質問については、これは個人情報に伴ってま
	いりますので、お答えを控えさせていただきます。
議長 (中島寛直君)	加納君。
6 番 (加納忠良君)	(質問のため登壇)
	3回までの質問しかできませんので、所見を述べさせていた
	だきます。
	一つ、個人情報ということですけど、その個人情報がどこま
	1 -
	1の徴収についてお伺いをします。 コード・コード・コード
	の徴収についてお伺いをします。 全員協議会等で私がただしてきました、町教育課が古民具伝
	でが個人情報なのかということも、一つ行政側は認識をしていただきたいと思います。また、この件については、先ほど言いましたように、一般町民ではなく、一般町民といいますか、現職の町議会議員さんが関係するものです。 私は、公職の立場でありますので、町民が疑問を抱くことは問題であると考えます。次、4点目について質問させていただきます。教育課に係る古民具伝承会の賃金の確定申告による住民税等

	指摘したことにより、税務署に支払調書が提出されていなかったため、その後、団体から賃金を受け取った関係者が確定申告されたことと思います。 その後、町民税、国民健康保険税などの金額に影響があったのかなかったのか、お伺いをします。
議長 (中島寛直君)	答弁をお願いします。 住民課長 加納和敏君。
住民課長(加納和敏君)	(答弁のため登壇) ご質問の町民税や国民健康保険税などの金額への影響については、一般的に確定申告等の書類が税務署より役場に届けば、その書類に基づいて所得が増えれば、町民税や国民健康保険税など、関係する課税額を変更することになります。 以上、答弁とさせていただきます。
議長 (中島寛直君)	加納君。
6番(加納忠良君)	(質問のため登壇) 4点目の再質問、2回目の質問をさせていただきます。 町民税や国民保険税などに増額の変更が生じると思います。 令和3年度の町民税や国民保険税などにも影響すると考えま すが、その場合の徴収はどのような対応をするのですか、お 答えください。 委託業務先の問題もあります。 教育課の対応にも問題があるとすれば、懲罰などに該当する のではありませんか。 お答えください。
議長 (中島寛直君)	答弁をお願いします。 住民課長 加納和敏君。
住民課長(加納和敏君)	(答弁のため登壇) 加納議員の再質問については、過年度分の修正申告書等が役場に届けば、その年度分を再計算して増減額の変更となれば、随時に納付書か還付書を作成し送付します。

議長 (中島寛直君)	加納君。
6番(加納忠良君)	(質問のため登壇) 4点目の再々質問、3回目の質問をさせていただきます。 令和3年度の町民税や国民保険税などに増額の変更が生じる 場合、徴収しないと問題であると思います。 適正な徴収事務を行っていただきたい。 これについてお答えください。
議長 (中島寛直君)	答弁をお願いします。 住民課長 加納和敏君。
住民課長(加納和敏君)	(答弁のため登壇) 加納議員の再々質問について、過年度分の修正申告書等が役場に届けば、その年度分を再計算し、増額となれば随時に納付書を作成し、納めていただくことになりますので、以上で答弁とさせていただきます。
議長 (中島寛直君)	加納君。
6番(加納忠良君)	(質問のため登壇) 4点目の質問について、所見を述べさせていただきます。 七宗町の税収等に関わることでございます。 行政が関わっていることであり、懲罰に該当するのではない かと私は考えますが、それは私の考えとして延べさせていた だきます。 以上で終わります。
議長(中島寛直君)	お諮りいたします。 これより暫時休憩したいと思います。 これにご異議ございませんか。 <「異議なし」の声あり>
議長(中島寛直君)	異議なしと認めます。 したがって、暫時休憩することに決定しました。 暫時休憩します。

	(午後2時02分 休憩)								
	(午後2時10分 再開)								
議長 (中島寛直君)	続きまして、議席番号4番 玉木幸治君。								
4番(玉木幸治君)	(質問のため登壇)								
	それでは、ただいま議長よりお許しをいただきましたので、								
	神渕コミュニティーセンターのエレベーター設置について質								
	問させていただきます。								
	高齢社会を迎え、年とともに足腰に支障を抱える方が増える								
	ことは致し方ないことです。								
	高齢者になられても、元気に活動される方々が増えておりま								
	す。								
	しかし、階段を使えないばかりに、生涯学習活動などに参加								
	できない人もあります。								
	町民の誰もが参加しやすい環境を整えるのが行政の責務であ								
	ると考えます。								
	一昨年のことですが、神渕コミュニティーセンターにおいて								
	講演会に参加した際、足腰の支障のある方が参加され、階段								
	での移動ができなく、既存の椅子式階段昇降機を利用し、2								
人がかりで1階から2階まで補助し、所要時間が12分ほ									
	かり移動しました。								
	既存の椅子式階段昇降機は、操作ボタンをはじめ、座椅子、								
	背もたれ、ベルト等、老朽化し、安全性に欠け、乗り心地が								
	不安定であり、補助者も必要になります。								
	このような現場を見られた町民の方より、エレベーター設置								
	の声もお聞きしております。								
	また、障がいを抱える方々や幼子を連れた母親の要望でもあ								
	ります。								
	神渕コミュニティーセンターの施設の2階会議室を利用する								
	場合、荷物を持った方や、高齢者、足腰の支障のある方も、								
	階段で移動はできません。								
	高齢者や障がいを持った方だけでなく、誰もが便利に安心し								
	て利用できるエレベーターの設置が必要と思いますが、どの								
	ように考えられているのかお伺いいたします。								
	よろしくお願いします。								

送 巨 (由 自 安 古 丑)									
議長(中島寛直君)	答弁をお願いします。								
	教育課長 佐伯義則君。								
教育課長 (佐伯義則君)	(答弁のため登壇)								
	玉木議員の質問については、福井支所長が答弁するところで								
	すが、体調不良により欠席しておりますので、代理で答弁さ								
	せていただきます。								
	 現在、神渕コミュニティーセンターでは、2階に上がるには								
	足腰に障がいがある方は、椅子式階段昇降機を利用していた								
	だいております。								
	これは、神渕コミュニティーセンター竣工当時に設置したも								
	ので、確かに老朽化し、移動時間もかかりますが、毎年、点								
	 検整備をしており、安全に使える状態になっております。								
	 しかし、2階への重い荷物の搬入や乳幼児を連れた方など、								
	利用できないことも事実です。								
	当館は建築から約30年たっており、設置するには多額の費用								
	がかかると想定されますが、今後、ますます高齢化社会にな								
	ることを考慮すると、設置を考えていかなくてはならないと								
	思います。								
	当面の間は、高齢者や障がいがある方の参加者が多い場合は、								
	利用会場の検討を視野に入れて、施設の運営をしていきたい								
	と思います。								
	以上、答弁とさせていただきます。								
議長(中島寛直君)	玉木君。								
4番(玉木幸治君)	(質問のため登壇)								
	どうもありがとうございます。								
	現在、町の高齢者は47%とお聞きしております。								
	年々、高齢者率も増えている状況下であります。								
	今後の高齢者社会に向け、町民の誰もが安全安心して利用で								
	きるエレベーターの設置を考えていただきたいと思います。								
	以上で、私の一般質問、よろしくお願いします。								
議長(中島寛直君)	続きまして、議席番号2番 上野和義君。								
	上野君。								
	l								

2番(上野和義君)

(質問のため登壇)

学校統合についてはもう3人目ですので、私なりの考えを申 し上げます。

昭和22年生まれの人が、30年代には、神渕小学校でも600人ぐらいの生徒がおったというのは事実です。

しかし、現状は人口減少とともに、児童生徒が極端に減り、 中学の学年に至っては1人となる現状です。

これでは、勉学がやれる状態ではない。

今後、七宗を存続するためには、統合を早急に進め、七宗町 の特色ある学校にすべきではないか、特にロボット等のこと で、非常に七宗は有名になっております。

地域をいかした教育づくりを求めます。

七宗に住んでよかった、あるいは七宗へ行って教育を受けようという地域に私はしたいと思います。

していただきたいと思います。

お手本となる学校統合を早急に行うことと思いますが、町長 のご意見、ご所見をいただきたいと思います。 以上です。

議長 (中島寛直君)

答弁をお願いします。

町長 加納福明君。

町長 (加納福明君)

(答弁のため登壇)

今回、学校統合の問題に多くの質問をいただいており、皆さんが強く関心を持っていただいていることに、私といたしましてもありがたく思っているところであります。

学校統合につきましては、最終的には小中一貫校が望ましいですが、七宗町の歴史から考えますと、まずは神渕に小学校、上麻生に中学校を配置することで、複式学級の解消や学年人数の増加による集団生活の充実など、町の将来を担う子どもたちの学習や生活環境を変えてあげられると考えております。

そのためにも、実現に向けて精いっぱい頑張る覚悟でおりま すので、皆様のご支援をお願いいたします。

議長 (中島寛直君)	上野君。						
2番(上野和義君)	(質問のため登壇)						
	どうもありがとうございました。						
	まさに三段跳びならホップ・ステップ・ジャンプが、加納町						
	政によってできるようなことで、非常に希望に満ちた七宗が						
	できると思います。						
	どうもありがとうございました。						
議長 (中島寛直君)	続きまして、議席番号8番 林茂樹君。						
	林君。						
8番(林茂樹君)	(質問のため登壇)						
	議長からお許しを得ましたので、私は2点について質問させ						
	ていただきます。						
	1点目は、主要地方道可児金山線の工事進捗状況についてと						
	いうことで質問させていただきます。						
	加納町長は、七宗町が今後生き延びていけるかどうか岐路に						
	立った極めて重要な時期に、町長に立候補して当選され、も						
	うすぐ2年になろうとしておられます。						
	当町が、将来発展または現状維持できるか、逆に衰退してい						
	くかは、現町長の判断と行動にかかっていると言っても過言						
	ではないと考えています。						
	そこで、当町の将来にとって欠くことのできない主要地方道						
	可児金山線第2工区についての工事の進捗状況について質問						
	いたします。						
	これまで行政からの説明は、全員協議会や常任委員会で聞い						
	てきました。						
	懸案事項は、もちろん用地問題ということも理解しておりま						
	す。						
	平成14年、2002年頃に、住民参画による道路計画案づくり、						
	委員会で論議され提案されたルートや、今回の工事計画で当						
	初県から提案されたルート等、あると思いますが、工事完成						
	がもし遅延するようなことになれば、町長の責任が問われる						
	ことになってきます。						
	ご承知のように、大きな土地の利用変更を伴う用地折衝で、						

初めからスムーズに交渉が進むことは少なく、設計変更等を 繰り返しながら、工事が完成していくものであります。

事務部門や担当者のみの交渉で、大きな工事が完成するということは皆無に等しいと思います。

担当者の交渉が難航したとき、上司、そして、最終的には町 長の熱意と行動が、交渉成立の鍵となります。

歴代の町長はそれを繰り返してきましたし、それが町長の仕事であると言っても過言ではないと考えております。

そこで質問ですが、これまで第2工区の工事区間の地権者たちとは、もちろんお会いになって、七宗町の将来の発展にとって可児金山線の重要性を説明されたと思いますが、どの程度会っておられるか、また、承諾の可能性についての感触はどうかお聞かせいただきたいと思います。

また、早期の工事完成を目指すためには、工事主体の岐阜県 可茂土木事務所に働きかけ、要望活動が必要ですが、現在の 状況をお聞かせいただきたいと思っております。

全町民が期待しております。

工事が遅滞なく進むよう、お願いいたします。 以上であります。

議長 (中島寛直君)

答弁をお願いします。

町長 加納福明君。

町長 (加納福明君)

(答弁のため登壇)

主要地方道可児金山線、上麻生バイパスについては、第1工 区が供用開始され、引き続き、その先となる第2工区の工事 着手が絶え間なく進むよう、土木事務所への要望はもちろん、 地元関係者の方とも話合いをさせていただいており、一日も 早い雨量規制区間の解消に向けて努力しているところでござ います。

なお、現在の状況というご質問ですが、私を含め、担当課も 地元関係者と話を進めている最中でございますが、今後、議 員の皆さんにもご協力を仰ぐこともあろうかと思いますの で、ご理解、ご協力をお願いいたします。

以上です。

議長 (中島寛直君)	林君。
8番(林茂樹君)	(質問のため登壇) 答弁をどうもありがとうございました。 再質問はありませんが、特にこの質問を書いたのが11月11日 ということで、今から1か月ほど前です。 それで、その間のタイムラグもあると思いますので、今、努力されているということで了解しました。 よろしくお願いいたします。 特にもう、町長、そして担当者の努力が分かりますので、私
	たちもね。 それを見て、また議員も努力して陳情活動をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 次に、2点目の質問に移りたいと思いますが、よろしくお願いたします。 2点目については、来年度の人事政策の基本についてお伺いいたします。 七宗町を取り巻く行財政状況は大変厳しくなっています。一方、町民の要望は、人口減少、高齢化の中で多様化しており、町民のニーズを的確に捉え、適切に対応していかねばなりません。 地方自治体の役割はますます増大しており、職員、幹部職員の作業も増えてきていると思います。 その中で、道路問題等では、予算の獲得と行政上の作業の延長では、解決が難しく、政治力が必要になります。加納町長は、主に財政上の理由から、副町長制度を廃止しました。 職員としての参事職では、職務上限界があり、踏み込めないところがあります。
	それをカバーできるのは、町長しかいません。 前の質問でも述べましたが、任期の残りの来年度から2年間 は、当町にとって発展か衰退かの岐路となります。 懸案の事項を遂行する自信があって廃止されたと思います が、事業が停滞したりしては当然、その責任を取らねばなり ません。 現在、副町長制度を復活させる考えがあるかどうか伺います。

また、来年度から、公務員の定年の段階的延長の初年度とな ります。 任用職員の問題を含めて、どのように考えておられるかお伺 いいたします。 また、マニフェストの中では、外部から専門人材を導入して 戦力アップを図るという構想を示しておられましたが、これ までどのような人材を探しておられたのか、また、その結果 をお伺いしたいと思います。 以上であります。 議長(中島寛直君) 答弁をお願いします。 町長 加納福明君。 町長 (加納福明君) (答弁のため登壇) 副町長制度の廃止と参事制度の導入については、賛否両論が あり、前々から副町長制度にも廃止の意見を持たれる方々が 少なからずおられ、私は、副町長制度の廃止を公約に、厳し い選挙戦を戦って、今日に至っております。 ご承知のとおり、参事制では、過去に6名の職員がその職責 を担っていただいた経緯もありますが、私としては今後も参 事制でいく方針でおりますので、ご質問にある職員では踏み 込めない部分につきましては、私が補っていきます。 来年度から始まる定年延長につきましては、経験豊富な職員 が対象ですので、適材適所に配置し、町のために活躍してい ただくようお願いしていきたいと考えております。 また、私の公約でもある、外部からの人材導入につきまして は、本町の約90%を占める森林関係分野において、事業や知 識に精通した人材採用について検討をいたしております。 以上、答弁とさせていただきます。 議長 (中島寛直君) 林君。 8番(林茂樹君) (質問のため登壇) 再質問はありませんが、特に副町長制について、もう町長か ら、私が職員では踏み込めない部分については補っていくと

いう、力強いお言葉を聞きましたので安心しております。

それから、特に外部からの導入について、森林業務について は、本当に七宗町は森林の国、森林が多いですので、そこで 的確な指導というか、外部からの知識を導入してやっていく というのは大賛成ですので、よろしくお願いしたいと思いま す。

以上で質問を終わります。 ありがとうございました。

議長 (中島寛直君)

|続きまして、議席番号7番 福井徳一君。

7番(福井德一君)

(質問のため登壇)

議長から発言のお許しをいただきましたので、質問をいたします。

2点ございますが、まず1点目でございます。

七宗町地域防災計画についてでございます。

七宗町地域防災計画が、令和4年の3月付で発行をされました。

この計画書には、三つの対策編と資料編、様式編とに分かれ、計画書が作成をされております。

これは、住民の生命、財産を守る、まさに基本となる命綱だと思っております。

今回の作成に当たって、どのような見直しを指示され、発注 されたのか、防災の長である町長に伺います。

また、この計画書には、防災の協力者団体の女性防火クラブ が記載されておりませんでした。

解散をされたのでしょうか。

消防団員を取り巻く環境が非常に厳しくなり、今後は、こう した協力団体が最も必要になると思っております。

自主防災会も、現在、全ての地区に発足がない状態で、災害時に、また平時においても、各地域や家庭に防災に携わる方々が1人でも多くいてもらうことが地域防災につながるとの観点から発足したと記憶があります。

それに代わる組織体系ができたのでしょうか。

消防団員の確保や、団員の勤務先が遠方等で緊急出動時の団員数の低下などの現状をどのように考えておられるのか、また、町外移住職員の大規模災害時においての招集の遅れなど、

業務に支障が出るのではないかと心配をしております。 このような問題について、どのような考えか伺うものであり ます。

そして、最後に、この基本計画書には組織体系や名称等、明らかに誤りと思われる事項が見受けられる箇所が記載されております。

業者任せの基本計画、安全対策が正確に記載されているかの、 完成時のチェック体制も併せて伺うものでございます。 よろしくお願いします。

議長 (中島寛直君)

答弁をお願いします。

総務課長 山田俊也君。

総務課長(山田俊也君)

(答弁のため登壇)

答弁させていただきます。

近年の大規模地震や豪雨などの異常気象現象に伴い、災害対策基本法や防災関連法令は大きく改正され、岐阜県地域防災計画においても毎年更新が行われております。

七宗町地域防災計画は、平成30年に全面更新を実施し、緊急 を除きおおむね3年ごとに更新を行う予定で、昨年度実施し たものであります。

また、女性防火クラブにつきましては、七宗町行財政改革推進の項目の一つであります各地区からの選出する委員、役職が多過ぎて住民の負担になっているの課題の一つであり、検討をしてきました。

女性防火クラブにつきましては、いつ発生するか分からない 災害に対し、防災の充実には欠かせない存在ではありますが、 人口減少や高齢化により、地区からの選出が難しくなってき ました。

女性防火クラブの必要性など、検討を重ねてまいりましたが、 役職にこだわることなく、昼間に家庭にみえる女性の皆さん に1人でも多く関心も持っていただき、防災活動に参加して 活躍してほしいということになりました。

その活躍の場として、全ての地区に組織するわけではありませんが、自主防災組織の活動を通じて、地域防災に積極的に 参加していただきたいと考えております。 行政においても、区長会等を通じて、全地区の自主防災組織 設立を目指してお願いしていきたいと考えておりますので、 ご理解をお願いたします。

また、昨年度実施しました行政組織の機構改革と計画書組織 体制や名称等が変更になり、防災計画の更新時期と重なり、 誤りが発生しました。

誤りの箇所につきましては、早急に確認し訂正していきます ので、ご理解をお願いいたします。

最後に、町外在住職員の大規模災害の発生時の招集につきましては、過疎地域の公共団体では、多かれ少なかれ同じような問題を抱えていると考えておりますし、現実的に、現在の職員で業務を担当するしかありません。

SNSを活用した一斉連絡による招集時間の短縮や、事前の 気象情報の把握による早めの招集など、積極的に活用してお りますのでご理解のほど、よろしくお願いいたします。

議長 (中島寛直君)

福井君。

7番(福井德一君)

(質問のため登壇)

総務課長さんからの今答弁をいただきましたが、いま一度、 今度、町長にご質問をいたします。

私の先ほどの質問、答えていただきたいと思います。

消防団を取り巻くこの現状も年々厳しくなって、今、また住民の負担になっているとして解散された女性防火クラブ、自主防災組織もまだ全ての地区に発足がない、この現状において、地域防災に積極的に参加をお願いするというようなことで、七宗の防災対策は万全とお考えでしょうか。

そして、町外在住職員の災害に対する対応策には、現在の職員で業務を担当するしかないとの答弁も踏まえて、防災対策の弱点とならないように、今後、どのような方針で、また対策をもって進めていくか伺うものであります。

また、こうした状況下において、先ほども言いました、見直 された七宗町防災計画、どのような指示をされ、発注をされ たか。

再度伺うものです。

よろしくお願いします。

* E (中自安士丑)	
議長(中島寛直君)	答弁をお願いします。
	町長 加納福明君。
町長 (加納福明君)	(答弁のため登壇)
	先ほど総務課長が答弁したとおり、女性が活躍していただく
	ための場となる自主防災組織につきましても、現在のところ、
	全地区に設立されていませんが、町内全ての地区に設立を目
	指して、今後も未設置の地区へのお願いをしていきたいと思
	います。
	また、町外在住の職員の災害時の対応につきましては、先ほ
	ど答弁したSNSを活用したり、事前に気象情報の把握によ
	る早めの招集などを工夫し、招集時間の短縮など初動体制に
	遅れが生じないように努めてまいりますが、さらに初動体制
	を強化するためにも、防災関係に精通された町内の消防団員
	の方や自主防災組織など、地域の皆さんのお力添え、お力を
	お借りしていきたいと考えております。
	さらに、町民の皆さんが、自分たちの地域は自分たちで守る、
	 自分の身は自分で守るを基本理念の下に、一人一人が協力し
	 て活動していただく連帯意識により、地域の防災力はさらに
	向上していくと考えております。
	今後も、七宗町の安心安全のまちづくりを町民の皆さんと一
	緒に進めていきたいと思いますので、ご理解のほどお願いい
	たします。
議長(中島寛直君)	福井君。
成人 (十四是巨石)	III / До
7番(福井德一君)	(質問のため登壇)
	答弁をいただきましたが、いま一度お伺いいたします。
	今、年に1回の地域任せの防災訓練等々を行っておるわけで
	つ、平に1回の地域性もの例炎訓練等々を行っておるわりで ございますが、今町長が言われたようなことをこれから進め
	ていくのに、具体策として今、考えておられることがあれば
	伺うものですが、いかがですか。
 議長 (中島寛直君)	<u></u> 答弁をお願いします。
	町長の加納福明君。

町長 (加納福明君)

(答弁のため登壇)

先ほど申し上げたとおり、町民の皆さんのご協力を得て、頑張っていかなければならないと考えております。 以上、答弁といたします。

議長 (中島寛直君)

福井君。

7番(福井德一君)

(質問のため登壇)

ありがとうございました。

町民の協力を得るための具体策を、早急にまた表明いただく とありがたいと思っております。

では、二つ目の質問に入ります。

二つ目の質問に対しては、先ほどに重複するところもありますが、私は、職員体制というようなことで、統合について関連することでございますが、質問をさせていただきます。

そうした課題に対する職員の体制ということで質問をいたし ます。

9月20日から4回にわたり、保育園あるいは小学校、中学校 等々の保護者、PTAの方たちへ、今後の学校の在り方につ いての説明会が開催されました。

97名の参加の方があったと聞いております。

その報告は、多くの方々が現状からの打開策を、そして早期 に望んでいるということを感じました。

この課題に対する職員体制は万全でしょうか。

住民サービスの通常業務は無論ではありますが、長期化が懸念されるコロナ対応、そして山積する課題についてと、職員にはますますの負担が増大し、作業に対して支障を懸念いたします。

この重要課題の一つ、子どもたちを取り巻く環境は、早急に将来計画の明確化が必要な課題です。

町長が進める七つのまちづくりの一つに掲げる、1に掲げる 町づくりの原動力の強化、職員の優れた能力をいかしモチベ ーションアップ、専門人材の導入、内外の人材を融合して戦 力アップ等々の強化策を明言されております。

今こそ発揮して、プロジェクトチームの編成が必要と思いますが、この取り組みについての町長の今後の考えを伺うもの

	T
	であります。
	お願いをいたします。
議長 (中島寛直君)	答弁をお願いします。
	町長 加納福明君。
町長(加納福明君)	(答弁のため登壇)
1 ((() () () () () () () () (課題に対する職員体制については、来年度より、学校統合に
	向けて職員の増員を考えています。
	現在のところは、主に庁舎内に6名の職員で構成するプロジ
	エクトチーム、七宗町小中学校統合推進委員会で、統合に向
	けて検討を進めております。
	福井議員の質問のとおり、大きな問題で解決の難しい案件に
	つきまして、必要と判断した場合は、適宜にプロジェクトチ
	一ムの編成を行い、問題解決に向けた体制で向かう方針でご
	ざいます。
	よろしくお願いいたします。
議長 (中島寛直君)	福井君。
7番(福井德一君)	(質問のため登壇)
	ご答弁ありがとうございました。
	学校関連のこうした課題は、本町においても大きな課題の一
	つでもあります。
	今後は、先ほど言われた計画を速やかに進めていただきます
	ようお願いを申し上げます。
	コロナ禍でありますので、大勢の方々の一同においての説明
	会等々は非常に困難だと思っておりますので、小さな会合等
	ス等々は介布に凶難たと心う くでご理解をいただきながら、この計画を進めていただきま
	すようお願い申し上げまして、質問を終わります。
	ありがとうました。
* - /	N. L
議長(中島寛直君)	以上で、町政一般に対する質問を終わります。
	お諮りいたします。
	お諮りいたします。 これより暫時休憩したいと思います。

·	,
	<「異議なし」の声あり>
議長 (中島寛直君)	異議なしと認めます。
成 八 一 四 兒 巴 石 /	
	したがって、暫時休憩することに決定しました。
	暫時休憩いたします。
	(午後2時47分 休憩)
	(午後4時00分 再開)
議長 (中島寛直君)	休憩前に引き続き会議を開きます。
	日程第2、承認第7号及び承認第8号並びに議第49号から議
	第63号は一括して議題とし、各常任委員会の審査結果につい
	て、委員長の報告を求めます。
	はじめに、総務建設常任委員会委員長、上野和義君。
	上野君。
 総務建設常任委員長	(報告のため登壇)
(上野和義君)	委員長報告。
	令和4年12月14日、七宗町議会議長 中島寛直様。
	総務建設常任委員会委員長 上野和義。
	総務建設常任委員会の審査報告書。
	本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定
	したので、七宗町議会会議規則第77条の規定により報告しま
	す。
	事件番号、事件名、審査結果。
	承認第8号 専決処分について、令和4年度七宗町一般会計
	補正予算(第6号)中、総務建設関係、令和4年度七宗町簡
	すべきものと決定しました。
	議第49号 令和4年度七宗町一般会計補正予算(第7号)中、
	総務建設関係、議第51号 令和4年度七宗町簡易水道事業特
	別会計補正予算(第5号)、議第52号 令和4年度七宗町下
	水道事業特別会計補正予算(第3号)、議第53号 七宗町職
	員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につい
	て、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定しました。
	議第54号 七宗町職員の定年等に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について、議第55号 七宗町定年前に退職する 意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条 例の制定について、議第56号 地方公務員法の一部を改正す る法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につ いて、議第57号 七宗町個人情報保護法施行条例の制定につ いて、議第58号 七宗町個人情報保護審査会条例の制定につ いて、議第59号 七宗町公の施設に係る指定管理者の指定手 続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議 第60号 七宗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の 制定について、議第61号 七宗町簡易水道事業の設置等に関 する条例の制定について、議第62号 七宗町下水道事業の設 置等に関する条例の制定について、議第63号 七宗町簡易水 道事業の設置等に関する条例及び七宗町下水道事業の設置等 に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制 定について、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定し ました。

以上でございます。

議長 (中島寛直君)

続きまして、教育民生常任委員会委員長、林茂樹君。 林君。

教育民生常任委員長

(林茂樹君)

(報告のため登壇)

教育民生常任委員長の林ですが、常任委員会の審査結果について報告いたします。

令和4年12月14日、七宗町議会議長 中島寛直様。

教育民生常任委員会委員長 林茂樹。

教育民生常任委員会の審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定 したので、七宗町議会会議規則第77条の規定により報告いた します。

事件番号、事件名、審査結果の順に読み上げていきますので、 よろしくお願いいたします。

承認第7号 専決処分について、令和4年度七宗町一般会計補正予算(第5号)、承認第8号 専決処分について、令和4年度七宗町一般会計補正予算(第6号)中、教育民生関係、原案のとおりそれぞれ承認すべきものと決定いたしました。

	議第49号 令和4年度七宗町一般会計補正予算(第7号)中、教育民生関係、議第50号 令和4年度七宗町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定いたしました。 以上であります。
議長 (中島寛直君)	以上で、各常任委員長の審査結果の報告を終わります。 ただいま議題となっています承認第7号及び承認第8号並び に議第49号から議第63号は、委員長の審査結果に対する討論 を行います。 反対討論はありませんか。 <「ありません」の声あり>
議長 (中島寛直君)	ないようですので、続いて、賛成討論はありませんか。 <「ありません」の声あり>
議長 (中島寛直君)	これで討論を終わります。 これより採決します。 承認第7号及び承認第8号並びに議第49号から議第63号は、 各常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起 立をお願いします。 (賛成者起立)
議長(中島寛直君)	全員起立ということで、着席してください。 したがって、承認第7号及び承認第8号並びに議第49号から 議第63号は、各常任委員長報告のとおり可決されました。 以上で、本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じま す。 令和4年第6回七宗町議会定例会を閉会します。 どうもお疲れさまでした。

	(午後4時10分	閉会)					
会議の経過を記載し、村	 違ないことを証す	るためこ	こに署	署名す	る。		
	議会議長	中	島	寛	直		
	署名議員	上	野	和	義		
	署名議員	大	鋸	利	光		